

データ修復契約書

お客様： _____ (以下「甲」という。)は、(株)TMC エンタープライズ (以下「乙」という。)に対し、以下の条項に従って下記製品名 (以下「本製品」という。)のデータ修復作業を乙へ依頼するものとします。

製品名メ - カ - 名： _____ 型番： _____

- 本製品は、甲の責に帰すべき事由によって、故障を起こしたものであり、乙が甲よりデータ修復の依頼を修復依頼時の範囲内について受けたものです。
- 乙が実施するサービスは、記録媒体に含まれるデータをファイル形式にて回収するサービスであり、下記の項目については行わないものとし、
 - 本製品の障害に至る原因調査及び解析行為。
 - 再利用を前提とした本製品の修理行為。但し、データ修復の為に必要となる本製品の修理に類する行為は行なうものとします。
- 甲は、乙が修復可否を判断するため、障害媒体の分解調査を行うことを事前に了承するものとします。またその行為において当該品がメーカー保証の対象外となるなど、乙は一切責を負わないものとします。
- 甲は、乙が本製品の修復作業を実施するに当たって、そのために必要なデータの閲覧を許可するものとします。但し、乙は、データの閲覧により知り得た情報を秘密に保持し、第三者に漏洩しないものとします。
- 甲は、乙による本製品のデータ修復に当たって、本製品のデータが完全に修復出来ない場合があることをデータ修復依頼時に予め承しているものとします。
- 記録媒体に含まれる修復可能なデータは、乙の判断によりその都度修復致しますが、お預りした記録媒体の修理を行うものではありません。従って、お預かりした記録媒体を正常な動作が可能な状態に修理を行うものではありません。また、OSおよびアプリケーションにつきましては、お預りした元の状態に拘わらず、一切の動作保証をするものではありません。
- 乙は、データ修復作業時の損傷及び宅配便等の輸送途上における損傷については、責を負わないものとします。
- 本データ修復は、甲がパソコン本体より記録媒体を取り出して、乙に依頼するものとしますが、甲が記録媒体を取り出さず、記録媒体を内蔵したまま、パソコン本体ごと乙へ持ち込まれたり、送付された場合は別途パソコン解体復元費用が必要になります。
 - 前 の場合、甲の要望によるパソコン本体の解体、復元は細心の注意を払って致しますが、それに係る破損、不都合については、乙は、一切責任を負わないものとします。
 - 前 のパソコン本体の破損、不都合が発生した場合、甲の申し出により、パソコン本体の修理をお受けすることがありますが、修理費用は、甲が負担するものとします。
 - 前 の場合、メーカー保証適用外、部品が入手できないなどの理由により、パソコン本体の修理ができない場合があります。
- 甲は本製品のデータ修復の為に、本製品と同型の物を交換部品として乙に支給する場合があります。乙は作業終了後に甲に返却しますが、返却した交換部品の動作保証は一切責任を負わないものとします。
- 乙は、データ修復時にウイルスチェックソフトを使用し、ウイルスチェックを実施、又は甲の申し出によりウイルス駆除作業を行うことがありますが、ウイルスの存在がないことを保証するものではありません。
- 本契約に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲乙協議の上解決するものとします。
- 本契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とするものとします。

平成 年 月 日

甲： 住所 : 〒 _____

会社名 / 学校名 : _____

部署名 / 研究室名 : _____

担当者名 : _____ 印

T E L : _____ (_____)

乙： 〒169-0072 東京都新宿区大久保 2-4-15 サンライズ新宿 4 F

(株)ティーエムシーエンタープライズ

データ修復事業部 成 定 一 博